

資料「後発工業国における女性労働と社会政策」 の連載にあたって

むら　かみ　かおる
村　上　薰

- I 連載のねらい
- II 項目立てについて
- III 資料を利用する際の留意点

I 連載のねらい

近年、福祉国家論の分野ではジェンダーの視点が導入されることにより、欧米先進国社会政策に関する新しい知見が得られてきた。すなわち、欧米先進国における社会政策が、〈生計維持者として妻子を扶養する夫〉—〈家庭責任者として家事・育児・介護に従事する妻〉、という近代的性分業を制度化するものであったこと、そしてこうした社会政策は既婚女性を家庭役割への専従ないし家庭役割と両立可能な就労形態へと誘導する効果をもつたことが指摘されてきた [Lewis 1993; Sainsbury 1994; Orloff 1996]。家族が国民生活の基本単位とみなされ政策的介入の対象とされるこうした構図は、すでに国民国家の形成期にその雛型が成立しており、近代以降の社会変動のなかで、国家の政策的介入が、産業化とともに家族のありように変容をもたらす重要な要因であったことが、社会史・家族史研究によって論証されてきた [Donzelot 1977; Mosse 1988; 牟田 1996]。

欧米諸国についてのこうした研究の蓄積を踏

まえるなら、途上国についても、家族と国家の関係性を問い合わせ、そのような問い合わせにこたえる手がかりを得る手段として、家族や、そのなかの女性の地位や役割にたいする社会政策的介入に注目することに、意義を見いだすことができる。途上国の国家は家族という社会集団、とくにそのなかでも女性にどのような役割を要請してきたのか。このような問題意識を出発点とし、アジア経済研究所では2000年度から2年間にわたり研究会を実施し、いくつかの途上国について女性の労働力化過程において国家が果たした役割を検討した。女性の労働力化という現象に注目するのは、多くの途上国において、産業化の過程で女性が賃金収入を得たり戸外に活動範囲を広げるという行為が、家族のありように重要な影響を及ぼしてきたためである。

本連載はこの研究会の中間報告としてまとめられた資料集を加筆のうえ再録するものである。対象として選ばれたのは「後発工業国」としてくくられるメキシコ、ブラジル、南アフリカ、トルコ、韓国および香港の6カ国・地域であり、一国ずつ掲載する予定である。それぞれの篇では、女性の労働力化とそのあり方を直接的・間接的に規定する法制度を中心とする諸制度の解説を行っている。途上国の法制度へのアプローチは、インターネットの発達によってここ数年

間に目を見張る勢いで状況が改善しつつあるとはいえる、一般的に言えばさまざまな困難がつきまとつ。たとえネット上で現時点の制度について情報を得られたとしても、過去に遡及して制度の詳細を調べることは難しいことが多い。また、国や制度によっては現地語からの翻訳が進んでいないという事情もある。今回の連載はそのような入手困難な途上国の法制度にかんする基礎資料を提供するものである。

II 項目立てについて

連載では、6カ国・地域における女性の労働力化のあり方を直接的・間接的に規定する制度として、広義の社会政策に含まれる諸制度を中心に、憲法・民法の関連規定や家族計画政策など、社会政策には通常分類されないが家族のあり方や女性の地位や役割に関係すると考えられる制度をとりあげ解説している。とりあげる項目とそれについて注目すべきポイントは以下のとおりである。

1. 憲法・民法

(1)家族の定義（範囲、扶養義務規定など）、(2)男女平等規定の有無をとりあげている。

2. 労働法

(1)女性の労働時間や従事する職種にたいする規制、(2)妊娠労働条件と出産にかかわる制度、(3)育児休業・育児時間、(4)託児施設、(5)介護休業制度、(6)雇用における男女平等、(7)法定最低賃金の理念、(8)「柔軟な労働」にたいする規制、(9)家内労働にたいする規制をとりあげている。

このうち法定最低賃金については、前提とされる生計維持の単位が労働者によって扶養され

る家族=世帯か、それとも労働者個人か、に注目している。「柔軟な労働」には、パートタイム労働、期間契約労働（派遣労働者など）、在宅就労（家内賃労働など）などを含めている。いずれも、従来のフルタイム終身雇用型よりも家庭・育児との両立が容易であるという理由から、一般に女性の就労が多いとされる雇用形態である。家内労働（メイド）は、多くの途上国社会において女性の重要な就労先となっている。育児休業制度は、期間、有給／無給の別、および取得者（母親のみか、両親とも可能か）に注目している。

3. 社会保険制度

制度の概容を解説するとともに、年金の給付資格が発生する条件（拠出額、拠出期間、給付開始年齢）の男女差、医療保険や遺族年金制度における扶養家族の範囲、遺族年金における配偶者の扱い、主婦年金制度の有無などに注目している。

4. 社会保険以外の社会保障制度

所得税の家族扶養控除制度、家族扶養手当、および母子世帯向けの政策を中心と/or>。家族扶養控除制度と家族扶養手当は、制度の利用者、夫婦共働きのケースの扱い、扶養家族の範囲を見ている。扶養家族については、子供の人数制限の有無、配偶者は妻のみか夫も含まれられるのか、夫も含まれられる場合に妻と条件は同一か（年齢や身体障害の有無など）、といった点に注目している。母子世帯向けの政策は、職業訓練などを通じた就労の奨励か（すなわち女性世帯主としての自立の促進）、給付金の支給か（すなわち夫による扶養の国家による肩代わり）、といった点がポイントとなる。

5. 職業教育

職業教育制度における女子教育の扱い（とくに女子を対象とする制度の有無）、教育内容（労働市場の需要に対応したものか、主婦養成的な性格のものか）、公式教育（職業高校など）と非公式教育（成人教育）の別などに注目している。

6. 家族計画政策

家族計画政策の導入は、出産の合理化・計画化と育児の対象となる子供数の減少という変化に加えて、夫婦間の関係や子供観（労働力としての「小さな大人」か、情愛を注ぎ注意深く養育する対象か）を変化させることで、女性の労働力化に影響を与える。本連載では、家族計画政策の導入の有無に加えて、それが強制力を伴うものか、また対象が夫か妻かといった点に注目している。

各国・地域で共通して取り上げる項目は以上だが、このほかに特筆すべき制度がある場合は別途項目を設けている。また各国・地域編とも、制度の解説に先立って当該国・地域における女性の労働力化の実態を概観し、女性が集中する職種・雇用形態、制度が適用される雇用とそれ以外の雇用（いわゆるインフォーマルセクターの雇用）の規模などを確認している。

III 資料を利用する際の留意点

本連載では各国・地域ごとに制度の内容が解説されるが、注意したいのはそれらの制度が当該社会における女性の労働力化に与え得る影響をその内容から直接導き出せるわけではない、ということである。制度そのものから言えることは限定されており、そのような問い合わせに答える

ためには制度が適用される文脈を踏まえた考察が必要とされる。最後にこの点について述べておこう。

1. ジェンダー研究からの問題提起

欧米先進国では、社会政策をジェンダーの視点から分析する試みが蓄積してきた。そこで指摘されてきたのは、ジェンダーバイアスを含む制度の多様性とともに、制度が適用される文脈の違いによって、同様の制度であってもその影響は多様であり得るということである〔Orloff 1996；Lewis 1993；Sainsbury 1994〕。つまり、ある制度が女性の労働力化に与える影響は制度そのものからアприオリには判断できない。

たとえば、ひとくちに女性といっても、社会階層やエスニシティ、既婚上の地位（既婚／未婚／離死別）が異なれば、その利害は異なり、したがって制度がもつ意味も異なってくる。さらに、そもそもある制度がジェンダー不平等を拡大するのかそれとも是正するのか、という議論をするためには制度の影響を測る基準が必要となるが、女性にとって何が利益なのかを特定することは実はそれほど簡単ではない。たとえば、母親のみを対象とする育児休業制度の導入はおそらく短期的には女性の就労を促進する効果をもつかもしれない。だが、長期的に見た場合、育児を女性の役割と見なす考え方を社会通念として固定化させ、女性に男性とは異なる働き方（職種、キャリア形成のパターンなど）を選ばせるような効果をもつ可能性も考えられる。

2. 途上国の社会政策をめぐる問題

途上国社会においては先進国の制度の無批判な模倣が制度に機能的な限界をもたらしていること、また農村部門や都市インフォーマル部門

など制度にカバーされない人々の存在が大きいことが、問題点として指摘されてきた〔Midgley 1997〕。こうした一般的な問題に加えて、この連載の問題関心と関連して重要なのは、社会政策とそれが適用される現実の家族との関係である。

(1)社会政策の役割

周知のように、欧米先進国では大きく捉えるならば産業化にともない近代的性分業が労働者家族の間で成立し、そのような労働者家族を維持し補強するための社会政策が段階的に構築されるという経緯をたどった。これにたいして途上国では、産業化→近代的性分業を行う家族の大衆規模での形成と解体の危機→社会政策の導入という順序は必ずしも踏襲されなかった。我々が対象とする後発工業国では欧米先進国に追いつくべく国家主導で急速な工業化が推進されたが、産業化のスピードが相対的に速く、そのためしばしば労働者階層の形成と労働者を対象とする社会政策の導入とが同時に進行することとなった。たとえば本連載でとりあげるトルコでは、1960～70年代に輸入代替型工業化と社会政策の導入が同時に進められ、後者は労働力供給政策的な役割を果たした。一方、産業化が優先されて社会政策が開発体制を維持する手段として限定的に導入されるケースも見られた。本連載でとりあげる香港がこのケースにあてはまる。このような産業化と社会政策導入のパターンは途上国の社会政策に課せられた役割が欧米先進国におけるそれ——既存の家族のあり方やジェンダー関係の維持と強化——とは必ずしも同じではなかったことを示唆している。

(2)制度と現実社会の乖離

途上国における後発型・圧縮型の産業化の経

験は、その帰結としてさまざまな価値観や教育格差、所得格差が併存する複雑で多様な社会構造をもたらした。たとえば、本連載で取り上げる国のうちブラジルとメキシコでは比較的早い時期に産業化が開始されて労働者階層の形成が進み労働運動が推進力となって段階的な社会政策の導入が実現した。しかしその両国においても不均等な経済発展により社会政策の適用から取り残される膨大な都市インフォーマル部門が生みだされてきた。

社会政策を通じて持ちこまれる家族像やジェンダーモデルは（それはしばしば既存社会の家族のあり方とは無関係に先進国の中をそのまま採用したものであった）、そのような社会を構成するさまざまな社会集団・社会階層の間で異なる意味をもち、異なる反応を生むことになった。

こうした状況では制度の影響を論じる場合、制度の内容に加えて、それが誰に働きかけていくのかという問題が重要となる。

本連載で紹介される諸制度が女性の労働力化過程に与える影響については、以上で述べたジェンダー研究の立場からの指摘や途上国の社会政策をめぐる問題を踏まえ、当該社会の社会的経済的文脈のなかに制度を位置づけながら検討する必要がある。これらの制度は途上国社会の現実にどのように働きかけ実際にどのような変化を生んでいるのか。これについては研究会の最終成果である研究双書『後発工業国における女性労働と社会政策』（アジア経済研究所 2002年3月刊）（対象国・地域はアルゼンチン、メキシコ、トルコ、韓国、および香港と珠江デルタを含む中国の華南地方）で取り組んだのでこちらも併せてご覧いただければ幸いである。

連載資料「後発工業国における女性労働と社会政策」掲載予定

- 2002年9月（第43巻第9号） 第2回「ブラジル」
(細江葉子)
- 2002年10月（第43巻第10号） 第3回「メキシコ」
(谷洋之)
- 2002年11月（第43巻第11号） 第4回「韓国」
(横田伸子)
- 2002年12月（第43巻第12号） 第5回「香港」
(沢田ゆかり)
- 2003年1月（第44巻第1号） 第6回「南アフリカ」
(牧野久美子)

文献リスト

牟田和恵 1996.『戦略としての家族——近代日本の国民国家形成と女性——』新曜社。

Donzelot, Jacques 1977. *La Police des Familles*. Paris: Minuit (宇波彰訳『家族に介入する社会——近代家族と国家の管理装置——』新曜社

1991年).

Lewis, Jane ed. 1993. *Women and Social Policies in Europe: Work, Family and the State*. Aldershot: Edward Elgar.

Midgley, James 1997. *Social Welfare in Global Context*. London: Sage Publications (京極高宣・荻原康生監訳『国際社会福祉論』中央法規出版 1999年).

Mosse, George 1988. *Nationalism and Sexuality: Middle-Class Morality and Sexual Norms in Modern Europe*. Madison: University of Wisconsin Press (佐藤卓己・佐藤八寿子訳『ナショナリズムとセクシュアリティ——市民道徳とナチズム——』柏書房 1996年).

Orloff, Ann 1996. "Gendering the Welfare State." *Annual Review of Sociology* No.22.

Sainsbury, Diane ed. 1994. *Gendering Welfare States*. London: Sage Publications.

(アジア経済研究所地域研究第2部)